

# 新型コロナウイルス影響下における国際自然大学校ガイドライン

「新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み」

第4版

## 国際自然大学校本校主催事業及び受託事業における 新型コロナウイルス感染症予防対策について【要約資料】

### ◆目的

新型コロナウイルス影響下において、自然体験活動の実施にあたり国際自然大学校の活動理念及び指定管理施設設置目的の達成に向けて、感染のリスクを避けるとともに、社会問題である医療崩壊を防ぐことへ寄与するためのガイドラインを策定する。

主催事業及び受託事業については、以下のようにガイドラインを定める。

- ※国際自然大学校では、「感染していない人が集まっている環境を作れば、理論上感染はおこらない。」という仮説のもとに、関わる全スタッフ参加者に対してスクリーニングを徹底する。
- ※感染症の脅威がある中で最も重要なのは、国際自然大学校のスタッフ、参加されるお客さまの参加条件、体調面の管理である。これは相互の信頼関係のもとで進めていく。

### ◆事業実施基準

国からの令和2年9月11日付け事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」により、イベントの開催制限等についての方針が示されたことを受け、東京都においても、国の方針と同様の取扱いとするという方針が示された。国際自然大学校においても、「イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置」に基づき、主催事業の人数上限を緩和する。

#### 【開催実施規定】

- 政府の緊急事態宣言に基づく都道府県の外出自粛要請下でない。
- 都道府県独自の基準による緊急事態措置（外出自粛要請、他県への移動自粛要請など）がない。
- 活動先の事業所の地元の理解がある。
- ガイドラインに基づき事業が計画され、3密を計画上回避でき、各マネージャーがこれを認めている。
- 事業にあたりの参加上限は、参加者・スタッフ総数 100 名以内とする。
  - ※受付解散については別途 3 密対策をおこなう。
  - ※50 名を超える場合、別途事業別のガイドラインを設定し、スタッフに周知する。
- 参加者・スタッフ全員分のマスク装着が確保できる状態にある。
  - ※参加者の持参が原則。主催者が提供するのかは、事業別で判断する。
- 受付において健康チェック及び非接触での体温測定ができる。
  - ※指導スタッフについては必要に応じて「フェイスシールド」「マウスシールド」を使用する。

【スタッフ基準】

- 開催日の1週間以内に発熱・咳などがある方との接触がない。
- 参加当日を含めて、1週間以内に37.5℃以上の発熱、咳、のどの痛み、倦怠感などの体調不良がない。
- 14日以内に日本国外全域への渡航をしていない。
  - ※新型コロナウイルスを罹患者が拡散する時期が、症状の発生から2日前～5日程度とされることから1週間とします。
  - ※各自事業開始1週間前から体調チェックの記入をおこない、異常がある場合は上長へ報告相談する。

【参加者参加基準】

- 参加当日を含めて事業開始前7日間、毎日検温を実施し、いずれも37.5℃を超えていない。
- 参加者、家族に過去7日間にわたり感冒症状を発する人がいない。
- 参加者、家族または接触者に過去14日間にわたり新型コロナウイルス陽性者がいない。
- 参加者、家族の通う学校、職場等でコロナ感染による休校、休業がない。
  - ※飛沫を予防するためのマスクを各自用意する。

【参加者及び保護者に感染者がいる、もしくは濃厚接触者である可能性が高い場合】

◎キャンプスタッフ、参加者が日常生活内で感染してしまった場合

保健所・医療機関の指導により必要な療養後、保健所より学校や職場での通勤・登校が認められた後に参加できるようになる。

◎参加者が通っている園、学校（職場）で感染者が確認された場合

- ・学校や保健所から「濃厚接触者」ではないとされた方は、通常の参加条件に則りプログラムへ参加することができる。
- ・園や学校が「感染にとる臨時休校」となっている期間は、濃厚接触者ではなくとも参加できない（おおむね4～5日程度）。
- ・保健所より「濃厚接触者」とされた場合は、検査で陰性となった場合でも隔離期間とされる14日間は参加できない。

※園や小学校で感染者が確認されると、直後から2～5日間程度保健所の指導により臨時休校になることが多い。これは、他の感染者や濃厚接触者の範囲を学校関係者と保健所で確認するための期間で、誰が感染しているかわからない、校内で感染が広がっている可能性を否定できない状況です。

◎保護者の方の職場で感染者が確認された場合

- 保護者自身が保健所から「濃厚接触者」ではないとされた場合は、通常の参加条件に則りお子さまはプログラムに参加することができる。
- 職場が「感染者発生による閉鎖」となっている期間は、濃厚接触者でもなくともお子さまの参加を見合わせていただく。
- 保健所より「濃厚接触者」とされた場合は、検査で陰性となった場合でも、14 日間はお子さまの参加を見合わせていただく。

◎キャンプスタッフの学校・職場で感染者が確認された場合

- 自身が保健所から「濃厚接触者」ではないとされた場合は、通常の参加条件に則りプログラムに参加する。
- 学校・職場が「感染者発生による閉鎖」となっている期間は、濃厚接触者でもなくとも参加を見合わせる。
- 保健所より「濃厚接触者」とされた場合は、検査で陰性となった場合でも 14 日間は参加を見合わせる。

【偏見やプライバシーへの考慮】

当校では、上記のルールに則り参加されている場合、参加にあたり差別や偏見が生じないようにプライバシーにも配慮し、必要なサポートと指導をしていく。

◆感染症予防対策

①運営方法

【イベント実施】

□3 密回避を徹底する

密室：屋内や自動車を用いる場合、換気のため「窓またはドア」を2面以上開放する。

エアコン使用時は、外気導入もしくは1時間に10分程度の換気をおこなう。

室内は2箇所以上の通気をして風通しのよい状態を確保する。入室前には、手洗い・うがい・消毒を必ずおこなう。

：テント使用時は定員の半分程度とし、換気をおこなえる設営をする。

密集：屋内を使用する場合、施設定員の感染症ガイドラインに準ずる。

密接：食事については配膳に配慮し、各々が飛沫距離以上の距離を置く。

：不特定の人々と交わる空間の飛沫範囲内に行動が伴う場合は、マスクを着用する。

- 集合解散の対策として20名以上の活動は、受付と参加者の滞留場所、保護者の待機場所を分け、出発式解散式は簡素化してWEBを効率的に使用する。保護者の方は班の場所からは離れて集まっていたら、ディレクターより挨拶をする。
- 公共交通（電車・バス）を使用する場合は、利用する交通機関の感染症対策を確認する。混雑時間などを配慮し、マスクを着用し分散乗車をする。
- 貸し切りバスを利用する時には、事前にバス会社に確認し、外気導入による換気を随時おこなう。車内は全員マスクを着用する。長距離移動の場合は、休憩をはさみ、換気をおこなう。
- 貸切バスは、補助席を使わない乗車定員での運営基準とする。
- 体調不良発生時は、直ちに保護者の方に引き取りを依頼する。また、その後の体調についてもお伺いし把握に努める。
- プログラム、研修会への参加には、未成年の場合は、子ども、ボランティアの学生を問わず保護者の同意を必要とする。

## ②参加者、スタッフ指導

### 【活動の制限】

- 日中の活動は「野外での活動」を基本として、屋内活動の際は、換気・マスク着用を徹底する。
- 参加時に症状がないことを確認しているため、屋外において子どもたちの遊びに原則制限は設けない。

### 【マスクの着用】

- 室内での活動や公共交通機関、車両などでの移動、調理などの際は、必ずマスクを着用する。子どもの場合、本人が着用を嫌がり、適切な管理ができない場合は着用を必須としない。
- 運動を伴う野外活動中はマスクを着用しない。熱中症のリスクがあり、汗が付着するとマスクのフィルター効果が失われ、窒息のリスクがある。スタッフも着用しない。
- プログラムの集合や解散時には、保護者の方にもマスクの着用を依頼する。
- マスクは各自で日数分の持参を原則とし（予備含む）持参できない場合は事前にご相談いただく。
- マスクを一時的に外す場合は、直接置いたり、ポケットに入れたりせず、個別にビニール袋に入れて保管する。

### 【手洗い、消毒】

- 集合時、施設への入室時、トイレの後、食事・調理の前、症状がある人に触れたとき、解散時など適時手洗い消毒をおこなう。
- 野外のフィールドに出る場合も「消毒液（手指用アルコール・マスクチャームスト（安定型次亜塩素酸ナトリウム）」をスタッフが携帯する。
- 手洗いの際には、共用のタオルは使わず、個人のハンカチまたは使い捨てのペーパータオル、自然乾燥を行う。

【事前の体調管理と検温、期間中の体調確認】

- 参加者は参加時に 1 週間前の体調確認をする。(指定用紙に記入し、集合時に提出)
- 日帰りでは 1 日 1 回(集合時)、宿泊では 1 日 2 回(朝夕)の検温を全員に行う。同時に、体調確認をスタッフが口頭でおこなう。

【感染予防エチケットの指導】

- 咳やくしゃみをするときには、マスクやティッシュ、上着の袖などで覆ってからする。手で覆うことはせず、手で受け止めた場合は、すぐに手洗い、消毒をおこなう。
- 咳などをしない場合でも、鼻や口をむやみに手で触らず、触った手で他者や共有物を触らない。

③衛生管理

【調理、食事、水分補給】

- 宿泊施設での食事については、施設の基準に準ずる。
- 調理、配膳は、子どもが行う場合でもマスクを必ず使用し、料理時の適切な衛生管理をおこなう。  
大皿から取り分けることはせず、個別の食器に盛り付けをする。
- 食事は極力室内で行わず、野外か風通しのよい場所でおこなう。できるだけ対面での食事とならないようにする。  
※施設などで食堂を使う場合は、施設の基準に合わせる。
- 水分補給はコップの使いまわしをしない。給水ジャグは 1 日 1 回洗浄と消毒をおこなう。
- 感染リスクを下げるため、当面の間『まとめて』の水筒洗いはおこなわない。宿泊事業はペットボトルを推奨する。
- アレルギーのチェックについては、通常のキャンプ同様徹底しておこなう。

【入浴、宿泊】

- 入浴指導は、通常のキャンプと同じとする。濡れたタオルは、できる限りその日のうちに回収し、洗濯して翌日は新しいタオルで入浴させる。できない場合は、可能な限り乾燥させる。
- 洗顔、歯みがきでは、コップを使い回さないよう、使い捨てコップを使用する。また、効率化のために、歯ブラシを一括して集めることはしない。

【共有スペースや備品の消毒】

- 人の手が触れるような場所(机やドアノブなど)は、チャーミスト(安定型次亜塩素酸ナトリウム)もしくはアルコールで消毒をおこない管理する。
- 共有備品については、事前に消毒をする。
- 使用する備品のうち大型のものは、水洗いできるものは水洗いをし、日光に当てる。
- 調理器具など食事に関わる備品は、使用前に手袋・マスクを着用し、チャーミストもしくはアルコールで拭き上げをおこなう。

【掃除】

□宿泊活動において、掃除は通常のキャンプのように子どもたちにも参加させておこなう。

生活リズムを整えるために、朝一斉清掃の時間をとるなど工夫をする。

□トイレ掃除については、糞便尿からコロナウイルスが排泄されるため、トイレ掃除は子どもにさせない。

◆終わりに

【開催自粛規定】

下記の条件をひとつでも満たすとき、予定活動は開催自粛とする。

□発地、着地共に政府による「緊急事態宣言」に基づく移動自粛が求められるとき。

□活動地および事業所の所在都道府県による「緊急事態措置」または「休業要請」が発出されているとき。

□各事業所の職員（事業関係者）の中に陽性罹患者が発生したとき。

□「3密」を物理的に回避できないとき。

□その他理事長会議が自粛の必要性を認めたとき。

【補足】

新型コロナウイルスについては、無症状の感染者が多く報告されている。これをスクリーニングにて発見することは、現状困難であるため、政府や都道府県の検査体制の変化を注視していく。新型コロナウイルスの情報が今後アップデートされた際には、都度規定を変更し柔軟に対応するものとする。

※所在地や規模による具体的な方法や数値を定める。

※業種別ガイドラインを参考にし、必要な対策を実施する。

このガイドラインは、政府発表による「新型コロナウイルス終息宣言」が発出されるまで有効とする。

◆策定、改訂

2020年6月12日策定

2020年7月12日改訂

2020年10月12日改訂

2020年10月16日改訂・12月1日施行

◆【参考】関係機関の通知・ガイドライン

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）日本旅行業協会

全国旅行業協会2020年5月14日

[https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020\\_newviruscrrespndncguideline.pdf](https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newviruscrrespndncguideline.pdf)

一般社団法人日本旅行業協会：旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）改訂箇所新旧一覧

[https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020\\_newviruscrrespndncrevclcltingtable.pdf](https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newviruscrrespndncrevclcltingtable.pdf)

11月末までの催物の開催制限等について(国) (PDF 2.1MB)

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/009/761/2020091801.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/761/2020091801.pdf)

(別紙1) 当面11月末までのイベント開催制限の考え方について(概要) (PDF 1.5MB)

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/009/761/2020091802.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/761/2020091802.pdf)

(別紙3) 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について (PDF 1.1MB)

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/009/761/2020091804n.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/761/2020091804n.pdf)

(別紙4) 感染防止のチェックリスト (PDF 1.5MB)

[https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/009/761/2020091805.pdf](https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/009/761/2020091805.pdf)